

## 体外受精卵の供給と生産促進対策に関する覚書

一般財団法人畜産ニューテック協会 理事長 海老澤 清（以下「甲」という）と一般社団法人家畜改良事業団家畜バイテクセンター場長 濱野 晴三（以下「乙」という）並びに指定生産団地（以下「丙」という）

とは、甲が定めた体外受精卵利用による黒毛和種の子牛生産促進対策事業に関し、本覚書を締結する。

### （趣 旨）

第1条 甲、乙、並びに丙は、甲が定めた体外受精卵利用による黒毛和種の子牛生産促進対策事業について、それぞれの機能分担を確認し、円滑に事業推進が図れるよう協力するものとする。

### （指定生産団地）

第2条 甲は、体外受精卵利用による黒毛和種の子牛生産促進対策事業実施要領 2の(3)の①の規定に基づき、生産団地を指定する。

### （体外受精卵の生産委託）

第3条 甲は、乙に対し体外受精卵の生産を委託する。  
供卵牛は、原則として黒毛和種の子牛登記または登録書を有する個体とし、かつ鼻紋を照合し個体の血統が確認されたものを利用する。

### （体外受精卵の供給）

第4条 甲が丙に対して供給する体外受精卵は、前条によって生産された体外受精卵とする。

### （利用計画書の提出と供給申込）

第5条 丙は、事業実施要領 3の(3)に基づき予め月別種類別の年間利用計画書を提出するとともに、供給希望の都度期日等を明記した「体外受精卵供給申込書」を甲あてに提出するものとする。

(体外受精卵の送付)

第6条 甲は、丙より提出された体外受精卵供給申込書を確認のうえ、乙に依頼して生産団地宛に現物を供給する。

(体外受精卵の価格)

第7条 丙に供給する体外受精卵の価格は、乙が年度ごとに定める体外受精卵種類別配付価格に消費税を加算した価格とする。

(体外受精卵の代金決済)

第8条 甲が丙に供給した体外受精卵の代金決済は、甲の請求書発行日から30日以内に甲の指定口座に振り込むものとする。

(移植促進費の交付)

第9条 甲が丙に交付する移植促進費は、移植証明書及び家畜体外受精卵証明書を添付した「移植促進費交付申請書」の提出があり次第、丙あてに送付する。

(覚書の遵守)

第10条 甲、乙および丙は、この覚書の履行にあたり、互いに誠意をもってあたるものとし、本条項に定めない事項または疑義が生じた場合には、その都度協議して定めるものとする。

(覚書の期間)

第11条 この覚書の期間は、平成26年5月12日から平成27年3月31日迄とし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙、丙、いずれかより覚書内容の更改に関する申し出がない限り、更に1ヶ年延長できるものとし、以後これに準ずるものとする。

(補 則)

第12条 この覚書は、乳用種についても適用する。

この覚書締結の証として、証書3通を作成し、甲・乙・丙それぞれ記名捺印のうえ、各

1 通を保有するものとする。

平成 26 年 5 月 12 日

甲 東京都 港区 港南 2-4-8 大島ビル 2F

一般財団法人 畜産ニューテック協会

理事長 海老澤 清

乙 東京都 品川区東品川 3-21-10 ヤダビル

一般社団法人 家畜改良事業団 家畜バイテクセンター

場長 濱 野 晴 三

丙